平成２４年（フ）第５０１０号
大阪府摂津市浜町３番21号
債務者　片山　晴美
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０１８号
大阪府吹田市上山手町26―９―405、住民票上の住所大阪市東淀川区瑞光２丁目12番26号新瑞光ハイツ501
債務者　藤原　厚子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０３８号
大阪府茨木市中総持寺町７番19号　田中マンション201号
債務者　井出　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０８３号
大阪市西成区天下茶屋１丁目19番17号
債務者　竹田　優子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０９０号
大阪市港区八幡屋１丁目２番７号　エクセレントⅡ302号
債務者　牧田　昌也
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４１号
堺市堺区協和町２丁91番地　西団地７号館202号
債務者　古井あゆみ
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８８４号
大阪府柏原市本郷４丁目84番地の６
債務者　本田　広幸
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８８８号
堺市西区草部862番地　万崎ハイツ105号
債務者　奥村　信明
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８９１号
堺市中区八田寺町190番地　小田方、前住所大阪市都島区都島中通２丁目24番13号　ルネッサンスベルシティ２Ａ号
債務者　永田　慶一
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９００号
堺市東区日置荘西町１丁３番７―101号
債務者　石田　　純
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９１１号
堺市東区日置荘西町７丁８番13―201号，前住所堺市東区引野町３丁73番地　フジパレス初芝サウス101号
債務者　山口　和紀
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９１７号
大阪府富田林市富田林町18番17号
債務者　村島　　清
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９２９号
堺市中区深井沢町3184番地１　サンルート深井301号、前住所堺市中区深井東町3182番地ファミール・オークインＡ―101号
債務者　瀬畑由加里（旧姓宍戸）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９５３号
大阪府河内長野市楠町西448番地の１　カルムハイツ千代田205号
債務者　北　　優紀
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
高知市潮新町１丁目12番17号　潮江駐車センター18号室
債務者　中野　久儀
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９９号
高知市日の出町８番35号
債務者　織田　佳年
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０２号
高知市若草町16番11―８号　ヅヅキマンション２Ｆ東201号
債務者　川久保堅城
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
高知地方裁判所破産係